



報道関係各位

令和元年8月5日発表
【照会先】 労働基準部監督課賃金室
室長 長野 智幸
室長補佐 鈴木 裕充
Tel : 092(411)4578
Fax : 092(411)4875

福岡県最低賃金は、1時間841円、27円アップ

福岡県最低賃金の改正決定について福岡地方最低賃金審議会が答申

福岡地方最低賃金審議会（会長 ありた けんじ 有田 謙司）は、8月5日（月）福岡労働局長（伊藤 いとう まさし 正史）に対し、福岡県最低賃金（1時間841円 目安額+1円）の改正決定について下記のとおり答申を行った。福岡労働局では、この答申に基づいて速やかに所要の改正手続を進める予定である。

なお、経営基盤が弱い中小企業への更なる支援や、目安の審議に際しての留意事項について、政府への要望を行うための付帯決議が併せて行われた。

記

答申の要旨

- ・福岡県最低賃金を1時間 841円（中央最低賃金審議会の引き上げ額の目安額26円+1円）とする。
- ・効力発生の日は、令和元年10月1日の見込みである。
- ・付帯決議として、以下の3点を付する。
 - 1 生産性向上に向けて、更なる支援の充実を行うこと
 - 2 利便性の向上等助成金の改善や、下請企業対策としての取引条件の改善を図る等、労務費上昇のための対策を引き続き行うこと
 - 3 中央最低賃金審議会において、地域間格差が拡大しないよう配慮すること

参考

1 引上げ額・引上げ率

現行の最低賃金額 1 時間 814 円に対し、引上げ額は 27 円、引上げ率は 3.32%

2 答申に至った審議経過

7 月 10 日、福岡労働局長から福岡地方最低賃金審議会に、福岡県最低賃金の改正決定に関する諮問が行われ、同審議会はこれを受けて福岡県最低賃金専門部会を設置し、審議を行ってきた。

同専門部会においては、中央最低賃金審議会の引上げ額の目安(26 円)を基に、県内各地域の労働者及び使用者からの意見聴取した内容や、県内の経済・雇用情勢等を踏まえ、慎重に審議を重ね、報告をとりまとめ、当該報告に基づいて福岡地方最低賃金審議会が答申を行うに至った。

答申には中小企業に対する支援、助成の充実と地域間格差の拡大に対する配慮を求める付帯決議が付された。

なお、福岡県最低賃金については、中央最低賃金審議会が示した方法による計算において、最低賃金が生活保護費を下回る逆転現象は認められなかった。

3 福岡県最低賃金の改正の推移

福岡県最低賃金の推移

年度	最低賃金額 時間額(円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)
平成 25 年度	712	11	1.57
平成 26 年度	727	15	2.11
平成 27 年度	743	16	2.20
平成 28 年度	765	22	2.96
平成 29 年度	789	24	3.14
平成 30 年度	814	25	3.17
令和元年度	841	27	3.32

(引き上げ率の欄は、小数点第三位を四捨五入)

福岡県最低賃金は、月給、時間給、出来高給等の賃金制度や、常用、臨時、パート等の雇用形態を問わず、福岡県内の事業場で働く全ての労働者(約 200 万人)に適用される。